

## 山県市公式Instagram開設及び運用サポート業務委託 仕様書

### 1. 目的

当市では、情報発信の手段として主に広報紙を活用しているが、人口減少や配布先である自治会の脱退数増加などにより、広報紙の配布部数は年々減少している。また、自治会に入っていない人や市外の人、広報紙を読む習慣がない人などに十分な情報発信ができていないという課題がある。

本業務は、新たに山県市公式Instagramを開設し、これまでの情報発信では届けられなかった層に市の魅力や各種施策を効果的に発信することで、認知度向上や移住・定住促進、地域イメージ向上につなげることを目的として、専門的な知識や技術を有する事業者へInstagramの開設及び運用サポートを委託するため、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

### 2. 名称

山県市公式Instagram開設及び運用サポート業務委託

### 3. 履行場所

山県市及び山県市が指定する場所

### 4. 委託期間

契約の日から令和8年1月30日（金）まで

### 5. ターゲット

主に20～30代の、日常的にSNSを活用する若年層や子育て世代

### 6. 業務内容

#### (1) Instagramの開設

- ・市のInstagramアカウント「yamagata\_base」（フォロワー8460人\_令和7年4月25日現在）を改修し、市全体の情報を発信する公式Instagramアカウントを開設すること。
- ・yamagata\_baseアカウントのアカウント名やアイコン、プロフィールをターゲットに沿うように再設定すること。また、共通ハッシュタグを設定すること。  
なお、既存の投稿については、必要に応じて削除しても良い。
- ・委託契約期間内における目標フォロワー数や最大閲覧数を設定し、そのための戦略を提案すること。

#### (2) アカウント運用

- ・当アカウントでは市の様々な情報を発信するため、情報の対象毎で投稿に統一性

を持たせるなど、プロフィールが乱雑にならないような提案をすること。

- ・委託者からの各種問い合わせに対応すること。また、アカウント乗っ取りや炎上などのトラブル発生時には、早急に適切な対応をすること。
- ・将来的に委託者のみでInstagram運用ができるよう、投稿マニュアルや撮影マニュアルを制作すること。

### (3) コンテンツ企画・制作・投稿

- ・市の魅力や施策を伝えるコンテンツを企画・撮影し、リール動画又は画像投稿を週2回以上投稿すること。また、これとは別に、週2回以上ストーリーズを投稿すること。なお、作成したコンテンツは公開前に委託者の確認を得ること。
- ・月毎に投稿計画を制作すること。
- ・投稿にあたっては、ターゲットに届くような発信方法を提案すること。
- ・企画・制作にかかる人員を複数名確保すること。
- ・撮影にかかる機材・経費は本事業費に含めること。

### (4) SNS広告配信

- ・山縣市及びInstagramアカウントの知名度向上につながるSNS広告を実施すること。
- ・広告においては、目標閲覧数を設定し、そのために効果的な広告内容や方法、時期などを提案すること。
- ・広告にかかる費用は本事業費に含めること。

### (5) 分析

- ・フォロワー数の増減や各投稿のインプレッション数、いいね数、コメントなどを集計・分析して月次運用報告書を作成し、月1回程度、委託者と対面で打ち合わせを行うこと。また、打ち合わせでは、内容を議事録として記録し、打ち合わせ終了後、速やかに委託者に提出すること。なお、打ち合わせは両者の合意のもと、オンラインでの開催や書面での報告に代えることができるものとする。

### (6) その他の提案

専門的な立場から、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。

## 7. 成果物

成果物は、期限内に次のものを提出すること。

- ①アカウント情報一覧
- ②月次投稿計画書及び月次運用報告書
- ③投稿実績一覧表（投稿日時・内容・反応などをまとめたもの）
- ④投稿マニュアル及び撮影マニュアル
- ⑤業務完了届及び事業実績報告書
- ⑥その他委託者が必要とするもの。

## 8. 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

## 9. 著作権等について

- (1) 動画や画像の撮影には、事前に対象者や該当施設の管理者等に投稿の趣旨や使用用途を伝え、了承を得ること。また、投稿にあたっては、Instagram利用規約を遵守すること。
- (2) 本業務に使用する目的で撮影した画像や動画等の著作権は全て委託者に帰属するものとする。また、委託者が他の媒体にこれらを使用する必要があると認めた場合は、受託者の同意なしに使用できるものとする。

## 10. その他実施上の留意点

- (1) 本業務の実施に必要な法的手続きに適切に対応すること。
- (2) 受託者は、本業務の履行にあたり不正な行為をするなど、市の信用を失墜する行為を行わないこと。
- (3) 苦情等の処理業務実施で生じたトラブルについては、受託者が責任を持って対応すること
- (4) 本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託業者を書面で提示し、委託者の了承を得ること。また受託者は、再委託先の行為について全責任を負うこと。
- (5) 業務終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受託者の責任において速やかにその誤りを訂正すること。
- (6) 本仕様書に定めがない事項及び業務実施中に生じた疑義は、委託者と受託者双方による協議のうえ決定する。